

管理計画骨子について

1. 目的と位置づけの振り返り

- ①「管理計画」は、世界自然遺産推薦にあたり、候補地（遺産地域）の自然環境を将来にわたり適切に保全・管理していくことを目的として策定する。計画は、推薦書本文に記載する保護管理に関する内容と連携して、登録推薦書に添付する（作業指針 97）。
- ②管理計画は、候補地の保全・管理に係る各種制度を所管する関係行政機関（管理機関：環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）、並びにその他の関係行政機関、観光・農業関係をはじめとした関係団体等が、相互に緊密な連携・協力を図ることにより、候補地を適切かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的方針を明らかにするものである。
- ③一方、「アクションプラン」は、資産が人為的影響に脅かされている場合に、必要な是正措置を示すことを目的として策定する。小笠原では、外来種問題をはじめとする人為的影響についての課題解決策の提出が必要と考えられる。このアクションプランも、登録推薦書に添付する（作業指針 116）。

※参考：ユネスコ・世界遺産条約履行のための作業指針（抜粋）

97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。
116. 登録推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされていながら、なお登録基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する。

2. 管理計画とアクションプランの役割整理（概要）

アクションプランは、管理計画に基づく具体的な事業実施の行動計画として位置づけるが、管理計画とアクションプランとの役割の違いや関係性などを以下に整理した。

	管理計画	アクションプラン
対象範囲	候補地の価値全般の保全・管理に係わる全体計画	人為的影響是正に係わる具体的な行動計画 ・島毎の生態系保全 ・新たな外来種侵入予防（?）
取組目標期間	中長期（目標、方向性など）	概ね当面3年程度
主な内容	候補地の概要	—
	管理の枠組み	—
	管理の方策 ・現状と課題 ・目標（将来目指す島の姿） ・対策の目標と方向性	具体的な事業実施の方策 ・取組の具体的な内容 ・実施主体 ・実施スケジュール
計画推進主体	候補地に係わる関係者全般	事業実施機関（主に行政、NPO）

また、本日の資料に示している「管理計画」「アクションプラン」「外来種対策の方向性」の内容についての対応を以下のように整理している。

管理計画	アクションプラン	外来種対策の方向性
・資料3（本資料）p3,4 ・参考資料5（管理計画）	・資料3（本資料）p5,6	・資料4（外来種対策）
①特性と現状	—	—
②目標（将来目指す島の姿）	—	—
③対策の目標と方向性	—	—
A 実施項目“アカギ駆除”	[A 左記の再掲]	←A' 対策種名
B 対策の最終目標	[B 左記の再掲]	←B 対策の最終目標
C 対策の方向性（中長期）	[C 左記の要点掲載]	←C 対策の方向性
	D 過去の対策実績 （～H21年度末）	←D 推薦時までの達成目標 （～H21年度末）
※B.C.は文章表記	E 対策の短期目標 （～H24年度末）	←E 推薦後の短期目標 （～H24年度末）

↑ この部分の対応づけを行った。

3. 管理計画作成のポイント

- ①計画の検討にあたっては、「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」と「森林生態系保護地域保全管理計画」（平成 19 年度内に策定予定）とを活用しつつ検討を進める。
- ②計画の構成は、知床や、屋久島、白神山地の既存計画を参考に以下のとおりとする。また、今後は必要に応じて海外事例等も参考とする。

小笠原管理計画 (構成)	知 床 (構成)	屋久島・白神山地 (構成)
1.はじめに	1.はじめに	前 文
2.目 的	2.目 的	1.目 的
3.候補地の概要	3.候補地の概要	2.遺産地域の概要
4.管理の枠組み	4.管理の枠組み	3.管理の枠組み
5.管理の方策	5.管理の方策	4.管理の方策
6.計画の実施その他の事項	6.計画の実施その他の事項	5.計画の実施その他の事項
7.おわりに	7.おわりに	—

- ③「4 管理の枠組み」では、外来種対策等の事業展開を担保するために、本計画内に、アクションプランの位置づけを明記する。
- ④「5 管理の方策」では、基本計画の内容を活かして、以下のような枠組みで整理する。その中で、「(2) 島毎の生態系保全」、そして「(4) 島民の暮らしと理解醸成」～「(7) 公共事業等での環境配慮」は、基本計画の内容を踏襲する。

小笠原管理計画 「5.管理方策」	知床管理計画 「5.管理方策」	小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画
(1) 基本方針	○基本方針	—
(2) 島毎の生態系保全（保全目標や外来種対策、希少種対策等）	○陸域の生態系・景観の保全 ○海域の保全	○外来種対策（島毎） ○生態系保全（島毎）
(3) 新たな外来種侵入予防	—	—
(4) 島民の暮らしと理解醸成	—	○暮らし（島づくり）
(5) 自然の適正な利用	○自然の適正な利用	○観光（島づくり）
(6) 調査研究と情報の提供等	○調査研究・モニタリング	○研究（島づくり）
(7) 公共事業等での環境配慮	○保全・管理事業の実施	○行政（島づくり）

※知床は順不同

- ⑤「(2) 島毎の生態系保全」は、基本計画において検討・整理していた外来種対策に限らず、希少種対策等について今後検討を深めた上で、包括的な生態系保全として整理する。

4. 管理計画骨子案（構成と内容）

構成		内容											
【凡例】◎：重要検討項目、○小笠原独自の内容、・他事例が参考となる内容													
1. はじめに		・他事例も参考に作成。											
2. 目的		・他事例も参考に作成。											
3. 候補地の概要	(1) 位置	○「推薦書」に記載している内容とリンク（推薦書と切り離した冊子としても読めるようにする）。当面は「暫定リスト」をベースに作成。											
	(2) 面積等												
	(3) 総説												
	(4) 自然環境												
	(5) 社会環境												
4. 管理の枠組み	(1) 基本方針	・他事例も参考に作成。											
	(2) 保護地域制度の概要	・他事例も参考に作成。国立公園、森林生態系保護地域などの保護地域制度について整理。											
	(3) 計画に基づく人為的影響 是正の取組 重要検討項目	◎上記（2）の既成制度だけでは対応しきれない外来種対策、固有種保護などの課題を、管理計画及びアクションプランの策定・推進によって、今後の事業・取組の展開を担保することを明記。											
	(4) 管理体制	・他事例も参考に作成。											
5. 管理の方策	(1) 基本方針	○基本計画の「取組にあたっての基本的考え方（p.6）」をもとに作成。 ○この「（1）基本方針」で掲げる項目は、後段の「（2）島毎…」以降で具体的に展開。											
	(2) 島毎の生態系保全 重要検討項目 アクションプランと対応	◎基本計画の「島ごとの目標と対策の方向性（p.9～）」をもとに作成。 ◎基本計画の各島の「1特性と現状」「2目標」「3問題点・課題」「4対策の方向性」のうち、「1～3」は分量を抑えて本計画へ、「4」は本計画とアクションプランへ。	<table border="1"> <tr><td>聳島</td></tr> <tr><td>北ノ島、媒島、嫁島</td></tr> <tr><td>弟島</td></tr> <tr><td>兄島</td></tr> <tr><td>父島</td></tr> <tr><td>南島、西島、東島</td></tr> <tr><td>母島</td></tr> <tr><td>向、姉、妹、姪、平島</td></tr> <tr><td>北硫黄島、南硫黄島</td></tr> <tr><td>（遺産候補地外）</td></tr> </table>	聳島	北ノ島、媒島、嫁島	弟島	兄島	父島	南島、西島、東島	母島	向、姉、妹、姪、平島	北硫黄島、南硫黄島	（遺産候補地外）
	聳島												
	北ノ島、媒島、嫁島												
	弟島												
	兄島												
	父島												
南島、西島、東島													
母島													
向、姉、妹、姪、平島													
北硫黄島、南硫黄島													
（遺産候補地外）													
(3) 新たな外来種の侵入予防措置 重要検討項目 アクションプランと対応	◎現在業務実施中の「生態系特定管理法検討調査」等を踏まえて作成。書きぶりについては要調整。												
(4) 島民の暮らしと理解醸成	○基本計画の「暮らし（p.117～）」をベースに作成。												
(5) エコツーリズムなど自然の適正な利用	○基本計画の「観光（p.121～）」をベースに作成。												
(6) 調査研究と情報の提供・活用	○基本計画の「研究（p.124～）」をベースに作成。												
(7) 公共事業等での環境配慮	○基本計画の「行政（p.127～）」をベースに作成。												
6. 計画の実施 その他の事項	(1) 計画の実施等	・他事例も参考に作成。ただし、アクションプランの実効性確保等について加筆が必要。											
	(2) 地元自治体の取組												
7. おわりに		・他事例も参考に作成。											

※なお、以上を踏まえた現時点での管理計画〔作成イメージ〕は参考資料5に示すとおり。

5. アクションプランについて

1) 作成のポイント

- ①アクションプランは、管理計画に基づくものであり、管理計画の「管理方策」のうち、人為的影響に係わる項目に対応する具体的な事業実施の行動計画として位置づける。
- ②なお、以上の管理計画及びアクションプランの位置づけ、相互の関係・役割については、管理計画の「管理の枠組み」において計画根拠を明記する（…管理計画及びアクションプランに基づき、関係主体で事業及び取組を展開していく…など）。
- ③現時点では、アクションプランには、管理計画の管理方策のうち、「島毎の生態系保全」、「新たな外来種の侵入予防措置」に対応して行動計画を検討する。
- ④「島毎の生態系保全」の内容としては、管理計画で頭出ししておく「取組の方向性」の各項目ごとに、「取組の具体的な内容」、「実施主体」、「実施スケジュール」を記述する。
- ⑤「島毎の生態系保全」は、これまでも「当面重点的に実施する外来種対策の取組状況一覧」として、関係行政機関で実施スケジュールを作成し、科学委員会等に提示してきた。今回のアクションプランでは、これまで外来種ごとに整理してきたものを、管理計画に対応させて島ごとに編集し直す。
- ⑥一方、「新たな外来種の侵入予防措置」については、アクションプランでどのように位置づけていくか要検討。当面は「島毎の生態系保全」の検討を優先させ、検討は保留とする。

項目	内容
島毎の生態系保全 (保全目標や外来種対策、希少種対策等)	・「基本計画」に基づき、関係行政機関では、「当面重点的に実施する外来種対策の取組状況一覧」を作成してきた。これをベースに再編集する。
新たな外来種の侵入予防措置	・これまではほとんど検討がなされていなかったが、昨年度から環境省が調査を開始。 ・当面は管理計画の検討を行う。アクションプランの検討は当面保留。

2) 島毎の生態系保全アクションプランの検討項目

A. 実施項目	B. 対策の最終目標	C. 対策の方向性	D. 過去の対策実績 (～H21 年度末)	E. 対策の短期目標 (～H24 年度)	実施主体と実施スケジュール						
					D. 過去の対策実績 (年度単位)				E. 対策の短期目標 (年度単位)		
					H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24…
[管理計画の再掲]	[管理計画の再掲]	[管理計画の再掲]	推薦 (H21 年度末) までに実施した実績をアピール	概ね当面3年 (H24 年度末) までの短期の目標を設定	左記Dをバーチャート化				左記Eをバーチャート化		

3) 弟島 生態系保全アクションプラン [作成イメージ]

A. 実施項目	B. 対策の最終目標	C. 対策の方向性	D. 過去の対策実績 (～H21 年度末)	E. 対策の短期目標 (～H21 年度末)	実施主体と実施スケジュール							
					D. 過去の対策実績 (年度単位)				E. 対策の短期目標 (年度単位)			
					H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24…	
①アカギの駆除 (根絶)	根絶済み。	(モニタリングの継続)	侵入初期段階において根絶事業を実施した。	(再侵入の防止)								
②その他の外来植物の駆除	※詳細検討が必要 (項目の細分化)。	—	—	—						駆除の実施		
③ウシガエルの駆除	根絶を目指す。	駆除の継続及び生息状況のモニタリングを実施する。	これまでの取組により、根絶近くまで個体数が減少している。	H〇〇年までに根絶を目指す。	卵塊・鳴き声調査							
		希少昆虫相回復のための対策 (トンボ池整備等) を実施する。	※固有種保護として新たに項目立てが必要。	※固有種保護として新たに項目立てが必要。	昆虫相回復事業 (トンボ池)							
④ノブタの駆除 (根絶)	根絶を目指す。	根絶を目指して駆除を実施する。	罾や銃により、〇〇個体の駆除を実施した。	H21年までに根絶を目指す。	最終排除～根絶							
		植生、陸産貝類相、昆虫相回復のための対策を実施する。	※固有種保護として新たに項目立てが必要。	※固有種保護として新たに項目立てが必要。	昆虫相回復事業 (トンボ池)							
⑤ノヤギの駆除	根絶を目指す。	根絶を目指して駆除を実施する。	(未)	H〇〇年までに根絶を目指す。						駆除の実施		
⑥ノネコ、クマネズミの駆除	クマネズミの根絶を目指す。	西島での研究成果や海外での事例を参考にして、根絶技術手法を検討・確立する。 根絶を目指した駆除を実施する。	(未)	H〇〇年までに根絶を目指す。						駆除の実施		
	ノネコの根絶を目指す。	保全上重要な地域にノネコ侵入防止柵を設置し、固有種・希少種の保護を図る。 クマネズミ対策を中心に、ノネコ根絶を並行実施する。	(未)	H〇〇年までに根絶を目指す。						駆除の実施		
⑦固有種の保護、生息・生育地の確保、順応的管理の実施	※詳細検討が必要。	—	—	—						駆除の実施		

凡例： 環境省事業 林野庁事業 東京都事業 小笠原村事業 その他 (共同実施事業等)